

保育の必要性の認定における就労下限時間の設定について

(1) 国の方針について

国は、H27 年度からの子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定において、保護者の就労時間の長さに応じて、保育標準時間（11 時間保育）と保育短時間（8 時間保育）の区分を設け、その区分に応じた利用者負担（保育料）を設定することとしている。

この保育短時間認定における就労時間の下限を何時間に設定するかによって、保育所等に申し込みできる児童（2 号認定又は 3 号認定を受けられる児童）の範囲が変わってくることから、ニーズ量算定に当たって就労下限時間を決定する必要がある。

就労下限時間設定に関する国の考え方

- ① 保育所を利用できる条件として、フルタイム就労とのバランスを考慮すると、フルタイムの半分以上は就労していることを目安とする。
- ② 現在は、就労時間の下限に関する国の基準がなく、市町村ごとに運用の幅があるため、新たな国基準としては、市町村の運用実態において最多時間数である 1 か月 48 時間～64 時間の中で、各市町村が地域の就労実態等を考慮して設定する。（1 か月 120 時間以上は保育標準時間）
- ③ ただし、この国基準の範囲を超えて運用している市町村にあっては、最大で 10 年間程度の経過措置期間を設けることも可能とする。

(2) 札幌市の現行基準

現在、札幌市においては 1 か月 80 時間を下限としており、保育標準時間と保育短時間を区分する新制度に対応するため、市として新たに下限を設定する必要がある。

(3) 札幌市の対応案

下記の理由を総合的に勘案し、保育所等に申し込みできる児童の保護者の就労時間の下限は、月 64 時間以上とする。

（理由）

- 国の考え方を踏まえると、フルタイム就労の半分以上の就労時間が下限の目安となる。札幌市内における勤労者の月平均労働時間は 147.5 時間（平成 24 年版札幌市統計書による）であり、この半分程度となると 73.8 時間。
- 保育短時間利用とはいえ 8 時間の保育時間が保障されており、保育には公費負担を伴うことから、限られた財源の中、その利用の対象となる保護者の労働の態様は、社会公平の観点から一定の要件にあることが求められる。
- 下限が低いほど利用できる市民は多くなるが、保育がより必要とされる長時間就労者の年度途中での入所が困難となるなど、保育標準時間利用者との均衡についても考慮する必要がある。
- 経過措置（80 時間）については、新制度が全国統一制度であることや指定都市で現行基準が 64 時間を超えているのが 2 市のみであることから、設けないこととする。

【参考】現行の指定都市の状況

時 間	下限なし	30 時間	48 時間	52 時間	60 時間	64 時間	80 時間	100 時間
都市数	1	1	1	1	3	11	1	1